

宥恕措置期間なんてあっという間

今知っておきたい
改正電子帳簿保存法

～あなたの会社も早急に対応が必要です！～

2022年1月の電子帳簿保存法改正により、電子取引のデータ保存が義務化となりました。土壇場で2023年12月末まで2年間の宥恕措置期間が認められましたが、2024年1月以降は完全義務化されます。完全義務化がスタートすると、取引先とメールで請求書等のやり取りをしている／取引先とEDIシステムを介して受発注作業を行っているなど、事業規模を問わずほぼすべての事業主が義務化の対象となってきます。また、2023年10月にインボイス制度も開始予定であり、ポイントを押さえたスケジュール管理を行う必要があります。今回のセミナーでは、改正電子帳簿保存法の施行により事業環境変化の影響を受ける中小・小規模事業者の皆様へ、準備すべき事やスケジュール、電子取引の保存要件等について分かりやすく説明します。

セミナー内容

- ◆そもそも電子帳簿保存法って何ですか？
 - ・電子帳簿保存法の歴史／概要
 - ・電子保存の義務化
- ◆改正電子帳簿保存法 何がどう変わる？
 - ・何から準備すればいい？
 - ・いつまでに準備すればいい？
 - ・インボイス制度も含めたスケジュール管理
- ◆法令に則った保存方法
- ◆質疑応答・まとめ



講師プロフィール

ハマダ会計事務所 所長・税理士

はま だ とおる
濱田 透 氏

カード会社で取立担当として2ヶ月目で支店トップの成績（回収率）を上げ、その後は異動まで約2年ほぼ支店トップの回収率をキープし続ける。その後、税理士事務所経験を経て独立開業。「コネなし」「金なし」「仕事なし」と3重苦の逆境を乗り越え、現在は約100社の顧問先に対して税務だけでなく経営全般を支援している。

日時

12月12日(月) 14:00～16:00

会場

日田商工会館 4階 大ホール

受講料

無料

定員

30名

(定員になり次第、締め切りさせていただきます。)

主催

日田商工会議所

TEL: 22-3184 / FAX: 24-7766

(切り取らずにそのままFAXにて送信してください)

主催：日田商工会議所行 FAX：24-7766

申込締切日：令和4年12月7日（水）まで

『今知っておきたい改正電子帳簿保存法』セミナー参加申込書

事業所名		所在地	
TEL		FAX	
参加者名		参加者名	

※申込書にご記入頂きました個人情報は、適切な管理を図り、参加者名簿の作成および本講演会に関する連絡の目的のみ使用します。